

## 新居浜市会計年度任用職員（渡海船船長）募集要項

### 1 申込方法及び受付期間

新居浜市HP <https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/jinji/>

インターネットによる電子申請（パソコン又はスマートフォン）で申込みをしてください。

|      |                                           |
|------|-------------------------------------------|
| 申込方法 | 詳細については、別紙「新居浜市会計年度任用職員採用試験申込方法」をご確認ください。 |
| 受付期間 | 令和7年11月1日（土）00時00分～12月14日（日）23時59分        |

### 2 職種、任用予定人員及び職務内容

| 職 種                 | 採用予定人員 | 職 務 内 容                                                                                         |
|---------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会計年度任用職員<br>（渡海船船長） | 1名程度   | 新居浜市大島～黒島間を運航する渡海船（おおしま7（188トン）、くろしま（19トン））に乗船し船長として従事します。また船長のほか機関長（要資格）、甲板員として勤務してもらうことがあります。 |

### 3 申込資格

次の要件をすべて満たす人

（1）海技免状6級以上 および 一・二級小型船舶操縦士免許（特定）を有する人

※さらに機関6級以上を有する人が望ましい

※資格証の写しを面接試験時に提出してください。

（2）大島始発便から大島での勤務が可能な人

※3日に1度程度大島での宿泊となります。（宿舎有。ただし他船員との相部屋の場合有）

（3）パソコン（ワード・エクセル）の基本操作ができる人

（4）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない人

※転倒等の危険を伴う恐れのある作業もあるため、業務に適した体力、判断力を有している者が望ましい。

なお、採用決定後に、船員手帳の取得が必要になります。

### 4 試験

| 試験内容 | 試験日時                                                      | 集合場所              | 合否通知                       |
|------|-----------------------------------------------------------|-------------------|----------------------------|
| 面接試験 | 令和7年12月20日（土）又は同月21日（日）予定<br>集合場所及び集合時間は、マイページにて個別に通知します。 | 市役所4階<br>41会議室待合室 | 令和8年1月下旬に受験者全員にマイページにて通知予定 |

### 5 給与

月額379,400円～386,100円程度（年度ごとの再度の任用で昇給）

通勤手当（正規職員に準じる）、期末勤勉手当3.525か月分 ※ただし、任用月数及び勤務成績による

※給与締切日：末日、給与支払日：当月15日

※単価は令和7年度のものであります。

## 6 保険関係

健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入、公務災害補償あり

※半年経過時に雇用保険は退職手当制度に移行

※1年経過時に厚生年金保険は共済年金に移行

## 7 勤務時間

基本の勤務パターンは2労1休 乙勤務（勤務後、大島泊） → 甲勤務 → 週休日

※ただし、3週間に1回程度、週休日の代わりに丙勤務に入る必要があります。

甲勤務 6時00分～13時55分

乙勤務 13時55分～22時00分

丙勤務 8時30分～17時15分

の交替勤務（週38時間45分）

## 8 休日

毎12週間に付き24日を週休日とし、所属長が指定する。

※年次有給休暇についても、労働基準法に適合し、任用期間に応じた日数を付与いたします。

## 9 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（勤務成績、試験等により年度ごとに再度の任用の可能性あり。）

## 10 備 考

受験手続その他お問い合わせは、総務部人事課にご連絡ください。

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市役所本庁舎3階 新居浜市総務部人事課

TEL 0897-65-1213 （担当：野間）

## 参考（地方公務員法一抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

（1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（2）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（3）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

（4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者